2025年５月21日

各　　位

会 社 名　株式会社東京機械製作所
代表者名　代表取締役社長　都並　清史
（コード番号：6335 東証スタンダード）
問合せ先　管理本部副本部長　内藤　寛史
（TEL　03－3451－8144）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年３月28日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、2025年６月25日開催予定の第168回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社に移行する予定です。これに伴い、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款の一部変更の件」を同定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１.変更の理由

（１）当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監督体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

（２）監査等委員会設置会社では定款に定めることで取締役会が重要な業務執行の決定を広く取締役に委任することが可能となることから、より機動的な意思決定のために、この委任に関する規定の新設を行います。

（３）資本政策および配当政策を機動的に行うことができるよう、会社法第459条第１項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする規定の新設等所要の変更を行うものであります。

（４）取締役会の運営において柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、所要の変更を行うものであります。

（５）単元未満株主において行使できる権利を拡大するため、単元未満株式についての権利を限定するための規定を変更するものであります。

（６）上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

２.変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

３.日程

定款変更のための株主総会開催日	2025年６月25日（水）（予定）
定款変更の効力発生日	2025年６月25日（水）（予定）

以　上

別紙

定款変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１章　　総則	第１章　　総則
第１条～第４条　（条文省略）	第１条～第４条　（現行どおり）
第２章　　株式	第２章　　株式
第５条　（条文省略）	第５条　（現行どおり）
（自己の株式の取得） 第６条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	（削除）
（単元株式数および単元未満株式についての権利） 第７条　（条文省略） ２．当会社の単元未満株式を有する株主は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１）　会社法第189条第２項各号に掲げる権利 （２）　次条に掲げる権利	（単元株式数および単元未満株式についての権利） 第６条　（現行どおり） ２．当会社の単元未満株式を有する株主は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１）　会社法第189条第２項各号に掲げる権利 （２）　会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 （３）　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 （４）　次条に掲げる権利
第８条　（条文省略）	第７条　（現行どおり）
（株主名簿管理人） 第９条　（条文省略） ２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ３．（条文省略）	（株主名簿管理人） 第８条　（現行どおり） ２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。 ３．（現行どおり）
（株式事務取扱規程） 第10条　当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式事務取扱規程による。	（株式事務取扱規程） 第９条　当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定める株式事務取扱規程による。
第３章　　株主総会	第３章　　株主総会
第11条～第18条　（条文省略）	第10条～第17条　（現行どおり）
第４章　　取締役および取締役会	第４章　　取締役および取締役会
第19条　（条文省略）	第18条　（現行どおり）
（取締役の数および選任） 第20条　当会社の取締役は15名以内とし、株主総会の決議によって選任する。 ２．（条文省略） ３．（条文省略）	（取締役の数および選任） 第19条　当会社の取締役は14名以内（うち、監査等委員である取締役は、４名以内とする。）とし、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。 ２．（現行どおり） ３．（現行どおり）
（新設）	４．監査等委員である取締役の補欠者の選任に係る決議

現行定款	変更案
	が効力を有する期間は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役および役付取締役） 第22条　取締役会の決議によって代表取締役を選定する。 ２．取締役会の決議によって会長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役を選定することができる。必要の場合には取締役会の決議によって顧問または相談役若干名を選定することができる。	（代表取締役および役付取締役） 第21条　取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。 ２．取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から会長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役を選定することができる。必要の場合には取締役会の決議によって顧問または相談役若干名を選定することができる。
（取締役会の招集） 第23条　取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長または取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長または取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれを招集しその議長となる。 取締役会を招集するには各取締役および各監査役に対して会日の３日前までに通知を発する。 ただし緊急やむを得ないときはこの期間を短縮し、または取締役および監査役全員の同意がある場合には招集の手続きを経ないで即時開催をすることができる。	（取締役会の招集） 第22条　取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。
（新設）	２．前項の取締役に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれを招集しその議長となる。
（新設）	３．前２項の定めにかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。
（新設）	４．取締役会を招集するには各取締役に対して会日の３日前までに通知を発する。ただし、緊急やむを得ないときはこの期間を短縮し、または取締役全員の同意がある場合には招集の手続きを経ないで即時開催をすることができる。
（取締役会の決議方法等） 第24条　（条文省略） ２．当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該事項について異議を述べたときはこの限	（取締役会の決議方法等） 第23条　（現行どおり） ２．当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該議案につき取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

現行定款	変更案
りでない。	
（取締役会の議事録） 第25条　取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。 ２．（条文省略）	（取締役会の議事録） 第24条　取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。 ２．（現行どおり）
（新設）	（取締役への重要な業務執行の決定の委任） 第25条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第26条（条文省略）	第26条（現行どおり）
（報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、報酬等という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、報酬等という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第28条（条文省略）	第28条（現行どおり）
第５章　　監査役および監査役会 （監査役および監査役会の設置） 第29条　当会社は、監査役および監査役会を置く。	第５章　　監査等委員会 （監査等委員会の設置） 第29条　当会社は、監査等委員会を置く。
（監査役の数および選任） 第30条　当会社の監査役は４名以内とし、株主総会の決議によって選任する。 ２．監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（監査役の任期） 第31条　監査役の任期は選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了するときまでとする。	（削除）
（常勤の監査役） 第32条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（常勤の監査等委員） 第30条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
（監査役会の招集） 第33条　監査役会を招集するには各監査役に対して会日の３日前までに通知を発する。ただし緊急やむを得ないときはこの期間を短縮し、または監査役会全員の同意がある場合には招集の手続きを経ないで即時開催することができる。	（監査等委員会の招集） 第31条　監査等委員会を招集するには各監査等委員に対して会日の３日前までに通知を発する。ただし、緊急やむを得ないときはこの期間を短縮し、または監査等委員全員の同意がある場合には招集の手続きを経ないで即時開催することができる。
（監査役会の決議方法） 第34条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（監査等委員会の決議方法） 第32条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもっ

現行定款	変更案
	て行う。
（監査役会の議事録） 第35条　監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。	（監査等委員会の議事録） 第33条　監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。
（報酬等） 第36条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（監査役の責任免除） 第37条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削除）
（新設）	（監査等委員会規則） 第34条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第６章　　会計監査人 第38条～第39条　（条文省略）	第６章　　会計監査人 第35条～第36条　（現行どおり）
（報酬等） 第40条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（報酬等） 第37条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第７章　　計算 第41条　（条文省略）	第７章　　計算 第38条　（現行どおり）
（新設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第39条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
（剰余金の配当） 第42条　剰余金の配当は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。	（剰余金の配当の基準日） 第40条　当会社の期末配当の基準日は毎年３月31日とする。
（新設）	２．当会社の中間配当の基準日は毎年９月30日とする。
（新設）	３．前２項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（中間配当） 第　43 条　当会社は、取締役会の決議によって毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し中間配当をすることができる。	（削除）

現行定款	変更案
（剰余金の配当等の除斥期間） 第44条　剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。	（剰余金の配当等の除斥期間） 第41条　配当財産が金銭である場合には、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。
（新設）	附　　則
（新設）	第１条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、第168期定時株主総会終結前の行為に関して任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。